

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	智頭町農業再生協議会	整理番号	1-1 1-2			
用途名	地域特産作付助成					
対象作物	白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ホウレンソウ、生姜、りんどう、どうだんつつじ、自然薯、テッポウユリ、キクイモ、ルバーブ(基幹作)					
単 価	1-1 26,400円/10a (上限:33,000円/10a) 1-2 30,400円/10a (上限:38,000円/10a)					
課 題	<p>地域振興作物の白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ホウレンソウ、生姜と、智頭町特産作物のりんどう、どうだんつつじ、自然薯、テッポウユリ、キクイモ、ルバーブでは、各品目にそれぞれ以下の様なコストや労力面の課題がある。町の特色ある産業維持のため、生産振興を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー: 雪害や台風害による品質低下、また排水不良による低収等の対策として倒伏防止支柱の設置、溝切り等が必要。 ・りんどう: 智頭町に適した品種の選抜が不十分で、新系統の導入と育苗技術の確立が必要。 ・テッポウユリ: 高単価の見込める盆出荷に向けた栽培技術の確立が必要。 ・どうだんつつじ: 町花として指定されている特徴的な品目であるが、未収益期間が長く、投資回収に時間がかかる。また近年では「どうだんまつり」での販売に限られており販路開拓が必要である。 ・自然薯: 町の特産品目であり、独自系統を選抜する等産地として努力してきたが、近年では「ねばりっこ」(県オリジナル長芋)と競合し、販路が課題となっている。進物をどう伸ばしていくか検討が必要。 ・キクイモは収穫、出荷作業に手間がかかってしまい、収穫用機械の導入が必要。 ・ルバーブは現在ジャムとして加工して出荷しているが加工用途の検討および販路の開拓が必要。 					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	1-1 3.8ha 1-2 3.3ha	1-1 2.3ha 1-2 3.6ha	1-1 2.4ha 1-2 3.8ha	1-1 2.5ha 1-2 4.0ha
		実績	1-1 2.1ha 1-2 3.5ha	-	-	-
内 容	対象作物の作付、販売等をする農業者等に対して、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1-1 経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家 ・1-2 農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める水田 <p>○対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ホウレンソウ、生姜、りんどう、どうだんつつじ、自然薯、テッポウユリ、キクイモ、ルバーブ(基幹作) <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること 					
取組の確認方法	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等交付金交付申請書及び対象作物の作付、販売状況がわかる書類等 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 <p>○対象作物、その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(7月) ・販売実績(初年度収穫のできない作物については作業日誌のみでも可) ・協議会が作成した対象者名簿による確認 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考	・整理番号4, 5と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	智頭町農業再生協議会		整理番号	2		
使途名	団地化推進助成					
対象作物	飼料作物、WCS用稲(基幹作)					
単 価	5,600円/10a(上限:7,000円/10a)					
課 題	<p>智頭町は畜産業が盛んであり、地元からの安価で安定的な自給飼料の確保が求められている。しかし、山間農業地域であり、1筆当たりのほ場の面積が県内で最も小さく(約6a/筆)作業効率が悪い。飼料作物やWCS用稲の団地化を進め効率的な機械作業を推進し、コスト低減を図っていく必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積 取組農家数	目標	9.0ha 25戸	10.3ha 24戸	10.4ha 25戸	10.5ha 25戸
		実績	10.2ha 24戸	-	-	-
内 容	団地化によって作業効率を上げるとともに、自給飼料の安定供給を図るため、団地化に対する支援を行う。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料作物、WCS用稲(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・産地交付金対象水田において、対象作物ごとに1団地で0.8ha以上の団地が形成されていること。 ・2つ以上の田が畦畔で接続、又は農道及び道路又は用排水路を挟んで接続。 ・1圃場につき1回の助成とすること。 ・WCS用稲は新規需要米の認定を受けている。 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等交付金交付申請書及び対象作物の作付、販売状況がわかる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(7月) ・団地化計画図面等により確認 ・新規需要米の出荷計画一覧表等により確認 					
成果等の 確認方法	支払対象面積及び支払対象者数を集計					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	智頭町農業再生協議会		整理番号	3		
使途名	野菜等の直売所等利用支援					
対象作物	野菜、花き、花木、果樹等(基幹作)					
単 価	16,000円/10a(上限:20,000円/10a)					
課 題	<p>智頭町は、山間農業地域であり、1筆当たりの農地面積が小さく、また、中心市街地から距離が離れているため、地域特産作物以外はまとまった市場出荷につながりにくい。また、地力が不足しやすい土壌であるため、町内の堆肥の活用を進めているが、散布が主に手作業で行われており、農家の高齢化が進んでいることから作業的な負担が大きく、野菜作付の規模も小さい。</p> <p>そのような中、農家所得につなげるため、「朝どれ野菜」の取組や地元の野菜直売所・学校給食への少量多品目の出荷を進めている。直売所や学校給食からは、切れ目無く、必要な品目を安定的に出荷することが求められており、「朝どれ野菜」の取組者や野菜直売所に出荷する生産者でグループを作り、栽培研修会等を行っている。それらのニーズに沿ったバランスのとれた供給を実現するため、供給先との調整を進め有利販売につなげ、農家所得の向上を図ることが必要である。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	6.5ha	6.4ha	6.5ha	6.5ha
		実績	6.4ha	-	-	-
内 容	支援対象作物を直売所、市場、給食センター、飲食店へ販売する農家を支援する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・生産者団体等へ加入している経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、花き、花木、果樹等(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること ・1-1, 1-2以外の支援対象作物を直売所、市場、給食センター、飲食店へ販売すること ・花木、果樹の対象年限を新植から3年以内とする 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付、販売状況がわかる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(7月) ・販売実績 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考	・整理番号4, 5と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	智頭町農業再生協議会		整理番号	4		
使途名	野菜等堆肥散布助成					
対象作物	野菜、花き、花木、果樹等(基幹作)					
単 価	12,000円/10a(上限:15,000円/10a)					
課 題	<p>智頭町では和牛全共で好評価を得た肉用牛の取組等、畜産業が盛んであり、農業生産額の1位となっている。一方で堆肥が利用されるシステムが構築されておらず、今後畜産農家と耕種との連携により、牛糞堆肥の利用を進め、循環型農業の構築を推進するとともに、化学肥料の低減、肥料コストの低減、土作りによる生産性向上を目指す。</p> <p>耕畜連携による家畜堆肥の有効活用を進め、野菜等の高品質化、付加価値化を図ることが必要である。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	1.8ha	0.9ha	1.0ha	1.0ha
		実績	0.9ha	-	-	-
内 容	支援対象作物を堆肥を利用して生産し、販売する農家を支援する。					
具体的要件	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める水田 <p>○対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、花き、花木、果樹等(基幹作) <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること ・鳥取いなば農業協同組合管内の畜産農家で生産された堆肥の利用に限る ・堆肥の散布量が10a当たり概ね2t又は4m³以上であること ・花木、果樹の対象年限を3年とする(平成31年4月1日から令和4年3月31日までに新植又は改植を行ったものに限る) ・一圃場につき一年に一回のみ対象とする 					
取組の 確認方法	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付、販売状況がわかる書類等 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 <p>○対象作物、その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(7月) ・販売実績 ・伝票確認(堆肥購入、施用) 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	・整理番号1-1, 1-2, 3, 5と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	智頭町農業再生協議会		整理番号	5		
使途名	施設園芸助成					
対象作物	野菜、花き、花木、果樹、キノコ類等(基幹作)					
単 価	24,000円/10a(上限:30,000円/10a)					
課 題	<p>智頭町は、山間農業地域であり、1筆当たりの農地面積が小さく、露地栽培では通年の作付けが難しく、野菜作付の規模も小さい。</p> <p>そのような中、農家所得につなげるため、ビニールハウス等の施設の設置を推進している。年間を通して作付けを行うことにより収量確保につなげ、農家所得の向上を目指すためには施設が必要となっている。</p> <p>また、智頭町では降雪が多く、冬期には倒壊防止のために雪害対策として支柱の設置、被覆の一時撤去等の対策が必要となっており、多くの経費・手間がかかっている。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	1.06ha	1.0ha	1.0ha	1.0ha
		実績	0.9ha	-	-	-
内 容	支援対象作物を農業用施設を利用し、販売する農家を支援する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、花き、花木、果樹、キノコ類等(基幹作)(施設栽培) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること ・花木、果樹の対象年限を新植から3年以内とする ・一圃場につき一年に一回のみ対象とする 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付、販売状況がわかる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(7月) ・販売実績 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考	・整理番号1-1, 1-2, 3, 4と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。